

議案第 8 号

里庄町国民健康保険条例の一部改正について

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 5 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の一部改正により、所用の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険条例（昭和35年里庄町条例第6号）の一部を次のように改正する。  
目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「里庄町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 里庄町が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 里庄町の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「里庄町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。